平成 23 年 12 月吉日

全日本板金工業組合連合会
会員の皆様へ

全日本板金工業組合連合会

平成 24 年度「生産物賠償責任保険（PL 保険）」の補償内容について

拝啓　時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。　平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、全日本板金工業組合連合会（全板連）がご案内しております「平成 24 年度生産物賠償責任保険（PL 保険）」のパンフレットにつきまして、一部補償対象となる事故が限定されているように記載されている部分がございます。

つきましては、当該 PL 制度について、下記の通り、補足説明をさせていただきますので、内容をご確認のうえ、全日本板金工業組合連合会（全板金）「平成 24 年度生産物賠償責任保険（PL 保険）」へのご加入を是非ご検討いただきたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【補償対象となる事故が限定されているようにパンフレットに記載された部分】

◇パンフレット見開きの左上

1．全日本板金工業組合連合会 PL 制度とは

加入事業所の行った**「屋根工事・外壁工事」**の結果が原因となり・・・・・・・

【全日本板金工業組合連合会 PL 制度の補償対象事故】

・全日本板金工業組合連合会 PL 制度における補償対象事故とは

⇒当該 PL 制度で補償対象としている事故は、**単に屋根工事・外壁工事だけに限定されておりません。**したがいまして、屋根・外壁・雨といをはじめ、厨房用金物、ダクト・天蓋・排気筒、あるいはリフォーム等を対象として会員の皆様が行った仕事の終了（引渡しがある仕事の場合は引渡後）または放棄の後に発生した、その仕事の欠陥等に起因する偶然な事故は免責事項に該当しない限り補償対象となります。

詳細につきましては、パンフレットもしくはパンフレットに差込みしております「あいおいニッセイ同和損保　お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

なお、本件に関する過去の事故においてご質問、ご照会がある会員の方がおられましたら、全日本板金工業組合連合会事務局までご連絡いただきたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

全日本板金工業組合連合会　御中

平成 24 年度「生産物賠償責任保険」加入依頼書

兼保険料の確定精算省略に関する同意書兼申告書（組合員報告用）

・全日本板金工業組合連合会の団体生産物賠償責任保険(団体PL保険)の補償内容を了承し、
下記記載事項に相違ないことを確認のうえ、加入依頼を致します。

この保険は全日本板金工業組合連合会をご契約者とし、傘下の各都道府県板金工業組合に所属する組合員を被保険者とする「生産物賠償責任保険」の団体契約です。

加入依頼日	平成　　年　　月　　日		
保険期間	平成　24 年　4 月　1 日午後 4 時 ～ 平成 25 年 4 月 1 日午後 4 時まで		
所属組合名	板金工業組合		
住所	〒　　－		
電話番号	（　　）	FAX番号	（　　）
加入者（被保険者） 事業所名			
加入者（被保険者） 代表者名	㊞	申込印兼確定精算省略に関する同意印	

1. 事業所における最近会計年度 1 年間の売上高（合計および住宅物件･ビル物件の内訳）をご記入ください。

*中途加入の場合は、加入申込翌月から平成 25 年 3 月末までの売上高見込をご記入ください。

◆年間売上高（合計）	（100 万円単位でご記入ください。）　万円	◆【内訳①】住宅物件の工事に関する売上高	万円
		◆【内訳②】ビル物件の工事に関する売上高	万円

*併用住宅等、住宅物件でも、コンクリートや鉄骨造の場合は、②のビル物件となります。

2. 下記の年間売上高のうち上記1. の年間売上高（合計）に該当する符号に〇印を付け、あわせて該当符号を符号欄にご記入ください。

符号	年間売上高	年間保険料	符号	年間売上高	年間保険料
A	1,000 万円以下	1,350 円	P	16,000 万円以下	21,540 円
B	2,000 万円以下	2,690 円	Q	17,000 万円以下	22,880 円
C	3,000 万円以下	4,040 円	R	18,000 万円以下	24,230 円
D	4,000 万円以下	5,380 円	S	19,000 万円以下	25,580 円
E	5,000 万円以下	6,730 円	T	20,000 万円以下	26,920 円
F	6,000 万円以下	8,080 円	U	21,000 万円以下	27,660 円
G	7,000 万円以下	9,420 円	V	22,000 万円以下	28,400 円
H	8,000 万円以下	10,770 円	W	23,000 万円以下	29,140 円
I	9,000 万円以下	12,120 円	X	24,000 万円以下	29,880 円
J	10,000 万円以下	13,460 円	Y	25,000 万円以下	30,620 円
K	11,000 万円以下	14,810 円	Z	26,000 万円以下	31,360 円
L	12,000 万円以下	16,150 円	AA	27,000 万円以下	32,100 円
M	13,000 万円以下	17,500 円	AB	28,000 万円以下	32,850 円
N	14,000 万円以下	18,850 円	AC	29,000 万円以下	33,590 円
O	15,000 万円以下	20,190 円	AD	30,000 万円以下	34,330 円

符号

◆告知事項	
同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。	
有	無

「有」の場合、下記に詳細をご記入ください。

↓

会社名	
保険種類	
満期日	
支払限度額	

【ご注意】

1. 上記以外の場合は、別途ご連絡願います。
2. 年間売上高を実態と相違して低くお申し込みの場合は、事故発生の際に十分なお支払いが出来ない場合がありますので正確な売上高をご記入ください。
3. ご加入に当たっては、パンフレットをご参照ください。

＜ご注意＞◆印の項目についてはご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払できないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険㈱　（2011 年 12 月承認　GA11C313250）

あいおいニッセイ同和損保

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

生産物賠償責任(ＰＬ)保険

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

１．基本契約（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

下記の事故により、他人の財物を損壊させたことにより、被保険者（補償の対象となる方）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1)【製造・販売、飲食業等の場合】
被保険者が生産または販売した保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます。)が他人に引き渡された後に発生した、その生産物の欠陥※等(取扱説明書の説明不備を含みます。)に起因する偶然な事故

(2)【工事や作業を行う事業の場合】
被保険者が行った保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の終了(引渡しがある仕事の場合は引渡後)または放棄の後に発生した、その仕事の欠陥※等に起因する偶然な事故

※この保険において「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。生産物または仕事の結果が本来の機能を果たさないもしくは注文と異なる等により被保険者が負担する修理費・取替費用等は、補償の対象となりません。

お支払いする保険金の額

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される「1名支払限度額」および「1事故支払限度額」が限度となります。

保険金の額 ＝ ①法律上の損害賠償責任の額 ＋ ②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用 － 基本契約の自己負担額(免責金額)

上記①②の保険金のほか、③示談協力費用、④争訟費用・示談交渉費用についてもお支払いします。

①法律上の損害賠償責任の額（以下「損害賠償金」といいます。）
次の財物損壊事故の相手方の損害額に被保険者側の過失割合を乗じた額をいいます。
・財物損壊(対物)事故：修理代等
(注)左記による事故により保険金をお支払いした場合は、「保険期間中総支払限度額」が減額されます。

②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用※1
事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。

③示談協力費用※2
被保険者が引受保険会社の求めに応じ、引受保険会社に協力するために直接要した費用をお支払いします。

④争訟費用・示談交渉費用※2
被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。

※1　その実費につき、①の額と合算して、自己負担額を超過した額を、1名支払限度額および1事故支払限度額を限度に、お支払いします。

※2　1名支払限度額および1事故支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、④については、①の額が1名支払限度額および1事故支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

【次の事由によって生じた事故による損害】
- ご契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 他人との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害(賠償責任保険追加特約)
- アスベストまたはその代替物質の有害性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- 汚染物質の排出、流出、溢(いつ)出または漏出に起因する損害賠償責任(汚染物質の排出、流出、溢(いつ)出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。)(賠償責任保険追加特約)
- LPガスの販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- 生産物または仕事の目的物の損壊自体に基づく損害賠償責任
- 故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または仕事の結果に基づく損害賠償責任
- 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 海外で発生した事故による損害賠償責任
- 【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の仕事に起因する損害賠償責任】
  ①人または動物に対する診察、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
  ②医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
  ③あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
- 弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間開始後に発生した事故に起因する損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用されている財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 生産物または仕事の目的物により製造、生産または加工された財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 生産物または仕事の目的物を制御装置として使用している財物から製造、生産または加工されたその他の財物に起因する損害賠償責任
- 生産物または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換その他適切な措置に関して被保険者が被る損害(回収費用補償対象外特約)

など

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
使用不能損害補償特約	被保険者が生産もしくは販売した生産物または被保険者が行った仕事の結果に起因する偶然な事故により発生した、物理的損壊を伴わない他人の財物の使用不能損害について、法律上の損害賠償責任をその財物について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて 30 日以内に生じたものに限ります。 生産物や仕事の結果に起因するものについては、その生産物や仕事の目的物自体に損壊が発生していることが必要となります。	1．基本契約でお支払いする①～⑤の保険金 1事故および保険期間中 100 万円が限度となります。 自己負担額(免責金額)は 1,000 円です。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。	(1)使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 (2)生産物または仕事の結果に起因する事故についての次の損害 ・生産物または仕事の目的物自体の使用不能損害に起因する損害賠償責任 ・生産物または仕事の目的物自体の損壊を伴わない他の財物の使用不能損害に起因する損害賠償責任 など
生産物・仕事の目的物損壊補償特約	製造・販売した生産物または仕事の結果に起因する対物事故が発生したことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その生産物または仕事の目的物の損壊自体について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	1．基本契約でお支払いする①～⑤の保険金 1事故および保険期間中、基本契約の対物の1事故支払限度額×3%が限度となります。 自己負担額(免責金額)は基本契約の対物の自己負担額と同額となります。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「対物の保険期間中総支払限度額」が減額されます。	—
国外一時持出品補償特約	製造・販売した生産物に起因する事故が、一時的な日本国外での使用中※に発生した場合に、保険金をお支払いします。 ※生産物の使用者(被保険者自身を除きます。)が、日本国内に所在している生産物を日本国外に持ち出し、日本国外でその生産物の使用目的に従って使用した後その生産物の性状または機能等を変えることなく再び日本国内に持ち帰ることをいいます。	1．基本契約でお支払いする①～⑤の保険金 基本契約の支払限度額および自己負担額(免責金額)が適用されます。 (注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中支払補限度額」が減額されます。	被保険者に対する損害賠償請求が日本国外の裁判所に提起された場合 など

2011年12月承認GA11C313250

組合員の皆さまへ

平成24年度

全日本板金工業組合連合会
生産物賠償責任保険のご案内

1. 安心　PL事故から皆さまを守る全板連の制度です。

2. 簡単　組合を通して加入できますので、
わずらわしい手続きがありません。

●保険期間（ご契約期間）：平成24 年4月1日午後4時～平成25 年4月1日午後4時まで

全日本板金工業組合連合会（全板連）

〒108−0073東京都港区三田1丁目3−37　板金会館内

TEL. (03)3453−7698　　FAX. (03)3456−2781

1. 全日本板金工業組合連合会PL制度とは

財物事故の賠償責任を補償

加入事業所の行った「**屋根工事・外壁工事**」の結果が原因となり、他人の物を壊したりするような**物損事故**が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、加入者の皆さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いいたします。

次のような場合にお役に立ちます。

◆完了した仕事のミスや販売物の欠陥による財物事故

屋根を修理したが、欠陥があり、雨水が漏れ家財を汚した。

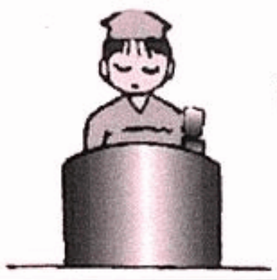

訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用など

2. PL保険制度の内容

① **保険加入者：** 全日本板金工業組合連合会（以下、全板連）傘下の各都道府県板金工業組合（以下、各組合）に所属する組合員（以下、事業所）
※各都道府県板金工業組合を脱退した場合、保険契約の解約手続きが必要となります。

② **保険期間（ご契約期間）：** 平成24年4月1日午後4時～平成25年4月1日午後4時までです。
※中途加入者は、中途加入日～平成25年4月1日午後4時までとなります。

③ **保険の対象：** 加入事業所の行った屋根・外壁・雨樋・雨押え/水切りの各種工事

④ **補償内容：** 財物(対物) 1事故あたりお支払い限度額／保険期間中のお支払い限度額 **2,000万円** ◇自己負担額の設定はありません。

⑤ **保険料：** 保険料は「前年売上高※」により異なります。別紙**「平成24年度生産物賠償責任保険加入依頼書」**をご確認ください。
※「前年売上高」とは、加入依頼時に把握可能な直近会計年度1年間の売上高をいいます。

3. ご加入の手続き

①お申し込み

別紙**「平成24年度生産物賠償責任保険加入依頼書」**に必要事項をご記入のうえ、各組合へお申し込みください。
・前年売上高をご記入いただき、該当する前年売上高に該当する加入依頼書の符号に○印をお付けください。
※前年売上高は、最近の会計年度に基づいた売上高で、1,000万円刻みとなります。前年売上高が3億円を超過する場合は、事前にお問い合わせください。
・代表者印を押印ください。（法人の場合は会社印）

②加入手続きおよび保険料の払込方法

4月1日の加入手続きについては、**3月9日まで**に、加入依頼書が各組合へ到着し、かつ加入者分の保険料相当額を各組合の指定口座にお振込みください。（所属する各組合により締切日が前後する可能性があります。）

③中途加入

更新日以降は、**毎月15日まで**に加入依頼書が各組合に到着し、かつ保険料が入金されたもので締切り、翌月1日を中途加入日とします。
※加入申込書の締切日については、各組合によって異なります。

④契約内容の変更の通知および脱退手続き

変更・脱退の場合はすみやかに各組合にご連絡ください。各月の15日までに各組合に書類が提出された場合は、翌月1日の変更・脱退となります。（月単位の変更・脱退となります。）※変更・脱退手続きの締切日については、各組合によって異なります。

⑤制度の運営

この制度は全日本板金工業組合連合会（全板連）がご契約者となり、損害保険会社と締結した生産物賠償責任保険の団体契約に基づいて運営します。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

◆基本契約（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

〈保険金をお支払いする主な場合〉

下記の事故により他人の財物を損壊させたことにより、被保険者（補償の対象となる方）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（1）【製造・販売、飲食業等の場合】

被保険者が生産または販売した保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）が他人に引き渡された後に発生した、その生産物の欠陥※等（取扱説明書の説明不備を含みます。）に起因する偶然な事故

（2）【工事や作業を行う事業の場合】

被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の終了（引渡しがある仕事の場合は引渡後）または放棄の後に発生した、その仕事の欠陥※等に起因する偶然な事故

※この保険において「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。生産物または仕事の結果が本来の機能を果たさないもしくは注文と異なる等により被保険者が負担する修理費・取替費用等は、補償の対象となりません。

使用不能損害補償特約

被保険者が生産もしくは販売した生産物または被保険者が行った仕事の結果に起因する偶然な事故により発生した、物理的損壊を伴わない他人の財物の使用不能損害について、法律上の損害賠償責任をその財物について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限ります。

生産物や仕事の結果に起因するものについては、その生産物や仕事の目的物自体に損壊が発生していることが必要となります。

平成２４年１月１８日

支部長　各位

福岡県板金工業組合
事　務　局

ＰＬ保険の加入申込

日頃より、当組合の運営に関しましてご協力頂き厚くお礼申し上げます。

さて、全板連より、あいおいニッセイ同和損保のＰＬ保険の申込が参りました。各支部においてご加入を勧めていただきたいと思います。

特に、保証書の発行に力を入れておりますので、保証書発行を各支部においても強力に推進して頂きます様にお願いいたします。保証書を発行する為には何らかのＰＬ保険に必ずご加入されてないと保証書発行が出来ませんので加入されて無い方がいらっしゃいましたらお勧めをお願いいたします。

是非ご加入を宜しくお願いいたします。

１　締　切　平成２４年３月１０日まで（申込用紙並びに保険料）
（４月から加入の場合。毎月加入は可能です）

２　振込先

福岡銀行　博多支店
普通預金　ＮＯ６８６５６１
福岡県板金工業組合　宛

３　問い合わせ先　福岡県板金工業組合
ＴＥＬ　０９２－２９１－３７０６